

こ保運第2020号
令和4年3月18日

私立幼稚園等預かり保育事業実施園 設置者 様

私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園 設置者 様

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

**まん延防止等重点措置の解除に伴う
市型預かり保育事業及び2歳児受入れ推進事業の対応について（依頼）**

日頃から、本市の幼児教育関連事業に御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
オミクロン株をはじめとした新型コロナウイルスの感染が拡大する中においても、市型預かり保育事業及び2歳児受入れ推進事業（以下「市型預かり保育等」といいます。）実施園の皆様におかれましては、園運営にご尽力いただき、深く感謝申し上げます。

さて、令和4年3月21日をもって政府による神奈川県へのまん延防止等重点措置が解除されることとなりました。令和4年2月10日付の通知「まん延防止等重点措置期間の延長にかかる市型預かり保育事業及び2歳児受入れ推進事業の対応について」で「満3歳児及び2歳児の利用料の日割り対応」については「まん延防止等重点措置期間が終了する日まで継続」としていましたが、「令和4年3月31日」まで延長し、終了することとします。

引き続き、保護者の皆様に対し、感染拡大防止のため、必要な範囲での利用とするようお願いいたしますので、各園におかれましては、在宅勤務等であることのみを理由に、保護者へ利用を控えるよう求めることのないよう御理解、御協力をお願いします。

今後も国からの通知や地域の状況等を踏まえ、速やかな情報提供等に努めてまいりますので、引き続き、御協力くださいますようお願いいたします。

1 満3歳児及び2歳児の利用料について（市型預かり保育の満3歳児の利用及び2歳児受入れ推進事業のみ）

満3歳児及び2歳児の利用料の日割り対応については、まん延防止等重点措置期間が終了する日とせず、「令和4年3月31日」まで延長し、終了することとします。利用料日割り対応にかかる補助金の申請については、別途通知を送付いたします。

2 添付資料（保護者の皆様への配布資料）

- (1) 「まん延防止等重点措置の解除に伴う市型預かり保育事業及び2歳児受入れ推進事業の利用について」（満3歳児・2歳児対応版、3～5歳児対応版）

<担当>

横浜市こども青少年局保育・教育運営課
幼児教育係 杉浦、萩谷、木幡

電話：045-671-2085

E-mail：kd-azukari@city.yokohama.jp